

- 494の36まで、494の39、字段兵工501の1、501の4、503の1、503の2、504から507まで、508の2、509の1、509の2、字柴野566の1から566の32まで、字小屋段603、604、606から608まで、610、612、613、615、616の1、616の3、617、618の1から618の19まで、618の21、618の23、618の24、618の26、618の28、618の31、618の33、618の35、618の37、618の39、字舟床621、623、字大砂624の1、624の3から624の9まで、624の11から624の13まで、624の16から624の24まで、624の26から624の39まで、624の43、624の44、字徳県627の1、627の2、628、629、630の1から630の5まで、630の7、字野中口633、635の1、635の3、637から640まで、642、字通行手644の1、644の3、645、646の1、646の2、647の1から647の6まで、字鏡石655の1から655の3まで、655の5、655の8、655の9、字赤松656の1から656の21まで、656の24から656の27まで
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

熊本県公告第 551 号

熊本市及び牛深市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第 4 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 16 年 6 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認証年月日
熊本市	平成 15 年度	健軍三丁目の全部、東本町の一部	地籍図 地籍簿	平成 16 年 6 月 18 日
牛深市	平成 14 年度から平成 15 年度まで	二浦町の一部		
熊本市	平成 14 年度から平成 15 年度まで	平山町の一部		

熊本県公告第 552 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 16 年 6 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
 熊本県八代市平山新町字東割 5914 番 1、同 5915 番 1、同 5916 番 1、同 5917 番 1、同 5918 番 1、同 5919 番 1、同 5920 番 1、同 5941 番 1、同 5942 番、同 5943 番、同 5944 番、同 5945 番、同 5946 番、同 5947 番、同 5965 番、同 5968 番、同 5969 番及び 5972 番  
 17,182.47 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 東京都荒川区西日暮里二丁目 27 番 5 号  
 株式会社ダイナム